

独立行政法人労働政策研究・研修機構の保有する法人文書の 開示請求及び開示実施に係る手数料の額の定め

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）の保有する法人文書の開示請求及び開示実施に係る手数料の額を定める。

（開示請求手数料）

第1条 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）は、法人文書1件につき300円とする。

（開示実施手数料）

第2条 開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下「基本額」という。）

ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円（次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める額。第3号及び第6号を除き、以下本項において同じ。）に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。

一 法第13条第1項の規定に基づき、他の独立行政法人等から事案が移送された場合（口に掲げる場合を除く。）当該他の独立行政法人等が法第17条第1項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額に相当する額（以下本条において「開示請求手数料相当額」という。）

二 法第13条第1項の規定に基づき他の独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合 開示請求手数料相当額のうち法第14条の規定に基づき開示を実施する機構が分担するものとして、当該他の独立行政法人等と協議して定める額

三 法第12条の2の規定に基づき他の独立行政法人等に法人文書の一部について移送した場合 300円のうち法第15条の規定に基づき開示を実施する機構が分担するものとして、当該他の独立行政法人等と協議して定める額。

四 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行

政機関情報公開法」という。)第12条の2第1項の規定に基づき行政機関から事案が移送された場合(ホに掲げる場合を除く。)行政機関情報公開法第16条第1項の規定に基づき定める開示請求手数料相当額

五 行政機関情報公開法第12条の2第1項の規定に基づき行政機関から行政文書の一部について移送された場合 開示請求手数料相当額のうち法第15条の規定に基づき開示を実施する機構が分担するものとして、当該行政機関と協議して定める額。

六 法第13条第1項の規定に基づき行政機関に法人文書の一部について移送した場合 300円のうち法第15条の規定に基づき開示を実施する機構が分担するものとして、当該行政機関と協議して定める額。

2 開示請求者が次のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前条の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における前項ただし書の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

一 一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)の集合物をいう。)にまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

(手数料等の納付)

第3条 開示請求手数料又は開示実施手数料の納付は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

一 事務所窓口における開示請求又は開示実施の場合は現金による納付とする。

二 郵送による開示請求又は開示実施の場合は、機構の指定する銀行口座への振込とする。銀行振込による場合、事前に、開示請求においては「法人文書開示請求書」、開示実施においては「法人文書の開示の実施方法等申出書」または「法人文書の更なる開示の申出書」を郵送し、機構からの振込依頼の連絡を受けた後、納付を行うこととする。

2 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

(手数料の減免)

第4条 機構は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付す

る資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を機構に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。
- 4 第1項の規定によるもののほか、機構は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

別表

| 法人文書の種別 | 開示の実施の方法 | 開示実施手数料の額 |
|--------------------------------------|---------------------------------------|---|
| 一 文書又は図画（二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。） | イ 閲覧 | 100枚までごとにつき100円 |
| | ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧 | 1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額 |
| | ハ 複写機により用紙に複写したものの交付 | 用紙1枚につき10円（A2判については40円、A1判については80円） |
| | ニ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付 | 1枚につき120円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円）に12枚までごとに760円を加えた額 |
| | ホ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をFDに複写したものの交付 | FD1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額 |
| | ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付 | CD-R1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額 |
| 二 マイクロフィルム | イ 用紙に印刷したものの閲覧 | 用紙1枚につき10円 |
| | ロ 専用機器により映写したものの閲覧 | 1巻につき290円 |
| | ハ 用紙に印刷したものの交付 | 用紙1枚につき80円（A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円） |
| 三 写真フィルム | イ 印画紙に印画したものの閲覧 | 1枚につき10円 |
| | ロ 印画紙に印画したものの交付 | 1枚につき30円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円） |
| 四 スライド（九の項に該当するものを除く。） | イ 専用機器により映写したものの閲覧 | 1巻につき390円 |
| | ロ 印画紙に印画したものの交付 | 1枚につき100円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円） |
| 五 録音テープ（九の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク | イ 専用機器により再生したものの聴取 | 1巻につき290円 |
| | ロ 録音カセットテープに複写したものの交付 | 1巻につき430円 |
| 六 ビデオテープ又はビデオディスク | イ 専用機器により再生したものの視聴 | 1巻につき290円 |
| | ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付 | 1巻につき580円 |
| 七 電磁的記録（五の項、六の項又は八の項に該当 | イ 用紙に出力したものの閲覧 | 用紙100枚までごとにつき200円 |

| | | |
|---|--|--|
| するものを除く。) | ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴 | 1ファイルごとにつき410円 |
| | ハ 用紙に出力したものの交付 (二に掲げる方法に該当するものを除く。) | 用紙1枚につき10円 |
| | ニ 用紙にカラーで出力したものの交付 | 用紙1枚につき20円 |
| | ホ F Dに複写したものの交付 | 1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| | ヘ C D - Rに複写したものの交付 | 1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額 |
| | ト 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付 | 1巻につき7,000円に1ファイルごとにつき210円を加えた額 |
| | チ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付 | 1巻につき800円(日本工業規格X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円)に1ファイルごとにつき210円を加えた額 |
| | リ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付 | 1巻につき1,800円(日本工業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円)に1ファイルごとにつき210円を加えた額 |
| | ヌ 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付 | 1巻につき590円(日本工業規格X6129、X6130又は-6137に適合するものについてはそれぞれ800円、1,300円又は1,750円)に1ファイルごとにつき210円を加えた額 |
| 八 映画フィルム | イ 専用機器により映写したものの視聴 | 1巻につき390円 |
| | ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付 | 6,800円(16ミリメートル映画フィルムについては13,000円、35ミリメートル映画フィルムについては10,100円)に記録時間10分までごとに2,750円(16ミリメートル映画フィルムについては3,200円、35ミリメートル映画フィルムについては2,650円)を加えた額 |
| 九 スライド及び録音テープ(第9条第5項に規定する場合におけるものに限る。) | イ 専用機器により再生したものの視聴 | 1巻につき680円 |
| | ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付 | 5,200円(スライド20枚を超える場合にあっては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額) |
| 備考 一の項八、二の項八又は七の項八若しくは二の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。 | | |